

「新潟市住宅嵩上げ工事助成要綱」事務取扱要領

1. 事務取扱要領の趣旨

この要領は、「新潟市住宅嵩上げ工事助成要綱」（以下「要綱」という。）の実施運用および解釈に必要な事項を定めるものとする。

2. 要綱の実施運用に必要な説明および留意事項

項 目 等	説 明
第2条 用語の定義 ・改築	・既存の居住者が住宅を建て替える場合の床上げ・盛土は、改築として助成対象とする。 ・対象となる土地の新規購入者が住宅を建築する場合の床上げ・盛土は、新築として助成対象外とする。
第3条 助成対象者 ・床上浸水があった区域における建物等 ・住宅の嵩上げ工事を行おうとするもの	・床上浸水被害が過去に認定された住宅、または、その周辺で被害が認定された住宅と同条件の住宅を助成対象とする。 ・原則として、住宅嵩上げを施工中及び施工済みの箇所については助成対象としない。 ただし、施工中にあつて、申請書類及び現場の施工確認による適正な審査により助成要件を満たすことが明確に判断でき、かつ、助成額算定が可能な場合に限り助成対象とする。
第4条 助成率及び助成限度額 ・助成額の算定	・助成金額の算定にあたっては、標準工事単価から算出したものと、申請者の見積もりを比較し、安価な方を採用する。 ・1棟あたり1回のみ助成を原則とする。

第 5 条 交付申請 ・ 交付申請	・ 交付申請の期限は、毎年 2 月末とする。 ・ 土地所有者が死亡している場合の相続予定者等からの申請においては、「申請人は登記名義人の相続に関する一切の責任を負う」旨を記載した誓約書、死亡した登記名義人と申請者が相続関係にあることを示す書類を添付すること。 ・ 助成金の振込先口座名義は、申請者の名義とする。
第 6 条 交付の決定等	・ 交付決定前に、やむを得ない理由により工事を先行する場合は、申請窓口において協議すること。ただしこの場合、審査前であることから、助成は担保されていない。
第 1 2 条 助成金の返還 ・ 助成金の返還	・ 助成金の返還が生じた場合、遅延損害金として、交付した助成金に民法第 4 0 4 条で定められた法定利率を加えた額を返還すること。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成 2 7 年 4 月 1 日から施行する。

(要綱の失効)

2 この要領は、令和 9 年 3 月 3 1 日をもって失効する。

附 則

この要領は、平成 3 0 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。